

拡大しつつあるEUと市民

(EU拡大研究会報告・その2)

海外調査部・欧州課

本レポートは、2003年9月22日にジェトロ海外調査部欧州課が主催した研究会において慶應義塾大学法学部の田中俊郎教授に、欧州市民の視点から見た欧州統合について解説をお願いし、取りまとめたものである。

民主主義国家においては、政治の最終的な決定権者は市民である。では欧州の市民は、欧州統合をどう見ているのか。本報告では、欧州市民の視点から、欧州統合を見てみたい。

9月20日にラトビアがEU加盟を問う国民投票を行い、加盟条約の批准を決定した。これにより、新規加盟予定10カ国すべてが加盟条約の批准を決定した。また、9月14日には、スウェーデンでユーロの導入をめぐる国民投票が行われた。この投票結果は、スウェーデンにとっただけではなく、欧州にとっても大きな国民の意思表示となった。

第3に、欧州諮問会議や欧州憲法草案についても、EU世論調査「ユーロバロメーター」の結果を基に、欧州市民が欧州統合を今どのように考えているのかということを検討してみたい。

1. EU拡大

2003年4月16日、アテネで中・東欧10カ国のEU加盟条約が調印された。2004年5月1日にキプロス、マルタ、ハンガリー、ポーランド、チェコ、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニアが加盟することにより、EUは現在の15カ国から25カ国体制へと拡大する。ただし、民族問題を抱えているキプロスに関しては、南のギリシャ系地域のみがEUに加盟し、北のトルコ系地域はEU加盟条約が適用されない地域として残る。

加盟条約は、アテネでの調印の前後に、10カ国のうち9カ国で国民投票に付された。その結果は次のとおり。

加盟条約批准過程、国民投票の結果

(単位：%)

| 国名 | 国民投票日 | 投票率 | 賛成 | 反対 |
|---------|---------|-------|-------|-------|
| マルタ | 3/8 | 91.00 | 53.60 | 46.40 |
| スロベニア | 3/23 | 60.29 | 89.61 | 10.39 |
| ハンガリー | 4/12 | 45.62 | 83.76 | 16.24 |
| リトアニア * | 5/10,11 | 63.37 | 89.95 | 8.82 |
| スロバキア * | 5/16,17 | 51.70 | 92.70 | 6.24 |
| ポーランド | 6/7,8 | 58.85 | 77.45 | 22.55 |
| チェコ | 6/13,14 | 55.21 | 77.33 | 22.67 |
| エストニア | 9/14 | 64.00 | 66.83 | 33.17 |
| ラトビア * | 9/20 | 72.53 | 67.00 | 32.30 |

(注) 有効投票に占める割合。ただし、*は無効を含む全投票に占める割合。

ハンガリーでは、野党が投票をボイコットしたため、低投票率にとどまった。マルタ、スロベニア、ハンガリーの3カ国は、国民投票を行った上で4月16日の加盟条約の調印式に臨んだが、残りの7カ国は調印後に国民投票を行った。スロバキアでは、投票率が50%以上であることを批准の条件としていたため、大規模な投票キャンペーンが張られたが、投票率は51.7%にとどまった。

キプロスは国民投票ではなく、議会による批准手续をとった。7月14日に議会在全会一致で批准法案を採択、8月6日には批准書を寄託している。

現加盟国(EU-15)側は、2003年9月時点でデンマークだけが国会による議決で批准を決定、すでに批准書を寄託している。

EU-15には加盟条約の批准に大きな問題はないため、2004年5月1日に10カ国の加盟が実現することが濃厚だ。かつてノルウェーは、加盟条約に調印したものの、2度も国民投票で否決したという事例があるが、今回、加盟予定国(AC-10)側はすべて批准を終えている。

ルーマニアとブルガリアは、2007年の加盟を目指して交渉を継続中であるほか、2003年2月にはクロアチアが加盟を申請している。クロアチアは、2007年から2010年の加盟を目指す意向だ。将来的には、旧ユーゴスラビア諸国とアルバニアを含めた南東欧諸国が、EU加盟の対象になってくるのではないかと。

トルコは、87年に正式加盟申請を行い、99年12月のヘルシンキ欧州理事会で加盟候補国と認定されたが、いまだに加盟交渉は開始していない。コペンハーゲン欧州理事会では、2004年末にコペンハーゲン基準の1つである政治的基準を満たせば交渉を開始することを決定した。

ただ、トルコはすでに、ブルガリアやルーマニアとともに、憲法草案などを審議した欧州諮問会議に招待されていたほか、10月4日から召集される政府間会議(IGC)のオブザーバーとされている。これは、将来的にはトルコの加盟を認めるというEUの意思表示である。

2. ユーロ導入問題

(1) 英国

英国では、2001年6月の総選挙で労働党が再び勝利を収め、ユーロの導入については2年以内に

方針を決めると公約をしていた。その際に、英国にとってのユーロ導入のメリットを客観的に証明するための5つの指針が示された。

しかし、2003年6月9日にブラウン財務相は、当面ユーロへの導入を先送りすると発表した。5つの条件を鑑みて、英国にとってのユーロ導入のメリットを客観的に証明することは困難であるという理由から、国民投票の実施を先送りした。しかし実際は、5つの導入条件そのものではなく、英国国民がユーロ導入を支持するか否かに大きくかかっている。世論調査によると、ユーロ導入を望む国民はわずか24%で、反対が68%だった。そのため、国民投票を実施して、ユーロ導入の問題を政治的に完全につぶしてしまうよりは、当分見送ることにする、という政治的な判断を下さざるを得なかったのが本音ではないか。

かつて英国では、欧州統合に関して国民投票が1回だけ行われたことがある。EC加盟後に、加盟を続けるか否か、という問題をめぐって、1975年6月に実施された。結果は、投票率が64.5%、賛成67.2%、反対32.8%で、加盟支持派が圧勝した。しかしユーロ導入に関しては、英国市民は非常に冷たい反応を見せている。

(2) スウェーデン

国民投票を実施し、いわば政治的な自殺とも言えるような行動に出たのがスウェーデンだ。スウェーデンは、2003年9月14日、ユーロ導入の是非を問う国民投票を実施した。投票率は81.5%、賛成が41.7%、反対が56.2%と、ユーロ導入には反対が多数を占めた。スウェーデンは95年のEU加盟に際しても、加盟条約の批准に関する国民投票を実施した。そのときは、投票率は83.3%、賛成が52.3%、反対46.8%と賛成多数により加盟は認められたが、今回の国民投票では、ユーロ導入は拒否をしたことになる。

国民投票直前の9月10日に、ユーロ導入推進派のリンド外相が刺殺されるという事件が起きた。そのため、それまでの消極的な世論が変わるのではないかという報道もあったが、結果は、刺殺事件以前の世論調査の結果ほぼ同じだった。ペーション首相は「非常に残念な結果である。これでスウェーデンにおけるユーロ導入問題は、10年は政治的な関心事項とはならない。」とコメントしている。

(3) デンマーク

過去に、デンマークでもユーロ導入をめぐる国民投票が実施されていた。2000年9月28日の国民投票の結果は、投票率が86.0%、賛成が46.9%、反対53.1%と、国民はユーロ導入を拒否した。EU15カ国のうち、スウェーデンとデンマークについては、今後10年はユーロを導入せず、英国についてもかなり先延ばしになったと言えよう。

経済合理性の観点からは、ユーロを導入した方が得策なのではないか、という論調も多いのだが、英国国民にはそのように考えない人が多いようだ。EUにユーロが導入される前、英国の中央銀行の方に「英国中銀の決定を見ていると、独連銀の決定の30分後に同じ行動をする。英国の通貨主権はわずか30分の主権ではないか」と話したら、「その30分が重要である」と反論された。そして、「自らがそれを選んでいくことが重要である」ということを強調された。ユーロ導入に関する議

論は様々だが、少なくともこの3カ国については、国民のユーロ導入への態度は否定的である。

3. 欧州憲法条約をめぐる議論

「ラーケン宣言」によって欧州の将来に関する諮問会議が設置され、16カ月をかけて答申が準備された。そして、2003年6月のテッサロニキの欧州理事会で憲法条約草案の前文と第部、第部が受理され、さらに最終草案は7月18日に理事会の議長に対して第部、第部を併せた形で提出された。次期政府間会議(IGC)は2003年10月4日に議長国イタリアの下で召集され、憲法条約草案を審議することとなる。

ここで、欧州憲法条約に関する欧州市民の意識を示すものとして、ギャロップ・ヨーロッパ(Gallup Europe)が行った世論調査を見てみたい。

質問1:「欧州の将来に関する諮問会議」について聞いたことがあるか。

調査結果を見ると、聞いたことがあると答えたのは、EU-15、AC-10の25カ国全体で45%となっている。なお、2003年3月時点では、わずか30%だった。

国別にみると、EU-15の方がAC-10よりも高い。また、議長国だったギリシャで非常に高いことが分かる。スウェーデンでは、早い段階からユーロのキャンペーンを実施していたのだが、コンベンションについては31%しか知らないという結果が出ている。

その他の特徴としては、女性より男性が、また若年層より中高年層が、農村部より都市部の方が「知っている」との回答が多かった。

質問2: 諮問会議が策定したものは何か。

諮問会議が、憲法条約草案を策定したことを知っている人は、EU-15とAC-10を合わせて32%。圧倒的に多い回答は、「よく知らない」となっている。

質問3: 諮問会議が策定した憲法草案を読むつもりか。

要約を読むと答えている人は、EU-25で38%。詳細まで読むのは11%。つまり、49%は何らかの形で読もうとしている。しかし、40%は読むつもりはないと回答している。アイルランド、ルクセンブルクでの数字は高く、ポーランド、スペインの数字は低い。

質問4: 欧州諮問会議の作業結果についてどう思うか。

無回答が50%ともっとも多い。満足している、という回答は国によってばらつきがあるものの、イタリア、ラトビア、スウェーデンでは無回答が7割を占めるに至っている。

質問5 a: 欧州憲法に賛成か。

EU-25では、68%が、EU-15では70%、AC-10では58%が賛成すると回答している。

国別で見ると、これまでの質問の回答からは、それほど諮問会議への関心が高いとは言えないイタ

リアのような国が、82%が賛成と非常に高い結果となっている。知識の濃淡は各国で異なっているため、このような質問結果の解釈は難しい。

質問8：憲法条約草案は修正すべきか。

諮問会議の議長であるジスカールデスタンは、憲法条約草案を引き渡したとき、IGC では無修正で採択してほしいと言った。それについて欧州の市民たちはどう考えているか。そのまま採択すべき、と言うのは EU-25 のわずか9%にとどまっている。AC-10 では、42%が修正を求めている。6%の人たちが拒否をしている。また、分からない、と答えたのは EU-15 で 26%、AC-10 で 42%ということを見比べると、EU-15の方が、情報が広がっているということが言えよう。

欧州委員会は、諮問会議に対する市民の意識が確実に高まりつつあるものの、依然として「ぼんやりしている (hazy)」としている。例えば、拡大 EU の市民のうち、55%が諮問会議について知らず、52%は諮問会議が出した文書のことを知らないにも関わらず、68%が憲法条約草案は良いものだと言っている。市民の目には、諮問会議も憲法条約草案もまだぼんやりとしか映っていないのかもしれない。

今後は、憲法条約草案の審議の場は諮問会議から IGC に移る。IGC では加盟国の代表は、ぼんやりとしてはいるものの、しかし政治の最終的な決定権者である市民の声を背景にしながら、具体的な検討に入っていくこととなる。